# 2 農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算要求額 94,864(66,731)百万円の内数】

## <対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しの増加が見込まれる中で、担い手は基盤整備が十分に行われていない農地を借り受けず、機構に貸し出す所有者は基盤整備を行う用意がないことから、担い手への農地集積が進まないおそれがあります。このため、機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

## <政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 「平成35年度まで]

# く事業の内容>

### 1. 農地整備事業

○ 対象工種: 区画整理、農用地造成

○ 附帯事業:機構集積推進事業 等

(推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)

※ 転用防止措置:所有者が農地中間管理権を解除した場合等には

特別徴収金を徴収 等

※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を 所有者等に説明

#### 2. 実施計画等策定事業

○ 農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**のための 調査・調整等を支援します。

### く実施要件>

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- 事業対象農地面積:10ha以上(中山間地域は5ha以上)(事業対象農地を構成する各団地:1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)のまとまりのある農地)
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上
- 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹等は10年以内)
  □ 20%以上向上 等

#### <事業の流れ>

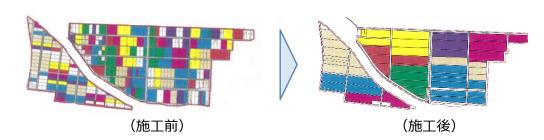
玉

1/2 等

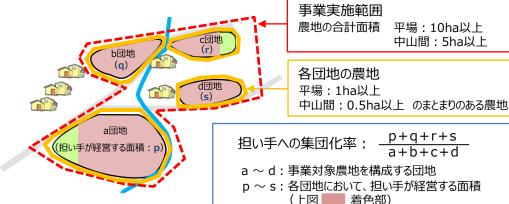
都道府県

## く事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



「お問い合わせ先」農村振興局農地資源課(03-6744-2208)